

議員提案第79号

新潟市議会会議規則の一部改正について

新潟市議会会議規則の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成23年3月22日提出

新潟市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

藤 田 隆  
渡 辺 仁  
木 村 文 祐  
阿 部 松 雄  
金 子 孝  
青 柳 正 司  
下 坂 忠 彦  
吉 田 孝 志  
小 山 哲 夫  
渡 辺 有 子  
本 関 良 雄  
室 橋 春 季  
上 杉 知 之  
小 山 進

新潟市議会会議規則の一部を改正する規則

新潟市議会会議規則（昭和43年新潟市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 議員の派遣」を「第7章 協議又は調整を行うための場  
第8章 議員の派遣」に、「第8章」を「第9章」に改める。

第8章を第9章とする。

第7章中第160条の2を第160条の3とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第160条の2 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し

協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第160条の2関係）

	目的	構成員	招集権者
各会派連絡会議	一般選挙後、議会運営委員が選任されるまでの間の議会運営に関する協議又は調整	各会派から選出された議員	座長（座長が選出されるまでの間は、議会事務局長）

図書室運営委員会	議会図書室の運営に関する協議又は調整	各会派から1人ずつ選出された議員	主査（主査が選任されるまでの間は、議長）
広報委員会	議会広報に関する協議又は調整	各会派から1人ずつ選出された議員	委員長（委員長が選任されるまでの間は、議長）

附 則

この規則は、平成23年5月2日から施行する。